

## 簡易合併公告

平成 20 年 6 月 17 日

株主及び債権者各位

東京都北区滝野川七丁目 5 番 11 号  
株式会社ヨコオ  
代表取締役兼執行役員社長 徳間孝之

当社は、平成 20 年 6 月 2 日開催の取締役会において、平成 20 年 8 月 1 日を効力発生日として、株式会社ヨコオ・ディ・エス（本店 東京都北区滝野川七丁目 7 番 7 号）と合併することを決議いたしました。この合併により、当社は株式会社ヨコオ・ディ・エスの権利義務全部を承継して存続し、株式会社ヨコオ・ディ・エスは解散することにいたしましたので、下記のとおり公告いたします。

当社は、会社法第 796 条第 3 項に基づき、株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。

また、当社は株式会社ヨコオ・ディ・エスの全株式を所有しておりますので、この合併による当社の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

### 記

1. この合併に対し反対の株主は、本公告掲載の翌日から 2 週間以内に書面によりその旨をご通知ください。
2. 株式買取請求をされる株主は、合併の効力発生日の 20 日前の日から効力発生日の前日までの間に、書面によりその旨及び株式買取請求に係る株式の数をご通知ください。
3. この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から 1 箇月以内にお申し出ください。
4. 合併当事会社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

当社：金融商品取引法による有価証券報告書を提出済

株式会社ヨコオ・ディ・エス：平成 20 年 6 月 10 日付官報 80 頁（号外第 122 号）

以 上